

京 都 大 学 大 学 文 書 館 利 用 等 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(利用の促進)</p> <p>第22 大学文書館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第9から第14まで及び第17から第21までに定める方法のほか、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(利用の促進)</p> <p>第22 } (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p> <p>附 則 (令和7年1月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。</p>